大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　小池　明善
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十一月十九日）
長崎地方裁判所判事　江口とし子
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
長崎家庭裁判所判事　田中　俊次
長崎地方裁判所判事に補する
長崎地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　田中　俊次
長崎簡易裁判所判事に補する
長崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横浜地方裁判所判事　毛利　晴光
長崎家庭裁判所判事に補する
長崎家庭裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　近藤　宏子
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上十一月二十九日）
判事　村田　斉志
東京家庭裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局家庭局長を命ずる
同　近藤　昌昭
同　安東　章
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（各通）（以上十一月三十日）
判事兼簡易裁判所判事　上村善一郎
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局秘書課付を命ずる
同　長田　雅之
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局人事局付を命ずる（以上十二月一日）
横浜地方裁判所判事（川崎支部勤務）　小宮山茂樹
部の事務を総括する者に指名する
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事兼広島簡易裁判所判事　古賀　輝郎
広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
広島地方裁判所福山支部長を命ずる
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
広島家庭裁判所福山支部長を命ずる
福山簡易裁判所判事に補する
福山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　龍見　昇
広島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する（以上十一月一日）
判事兼簡易裁判所判事　岡部総理子
広島地方裁判所判事に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する（十一月三日）
東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　北川　毅
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
同　高櫻　慎平
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　藤原　未知
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局行政局付を命ずる（以上十二月四日）

○官吏死亡
簡易裁判所判事石井清弘は十一月七日死亡
○定年退官
高等裁判所長官大橋寛明は十一月八日限り定年退官
判事志田洋は十一月九日限り定年退官
判事園尾隆司は十一月十八日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事中山節子は十一月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事小松一雄は十一月二十八日限り定年退官
簡易裁判所判事石堂和清は十一月二十九日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事滝澤雄次は十二月一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。
平成26年12月11日
関東地方整備局長　越智　繁雄

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶２隻、係留施設８基、工作物10基
２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　埼玉県行田市酒巻地先　群馬県邑楽郡千代田町瀬戸井地先
(2)　当該工作物を除却した日　平成26年10月15日から平成26年10月21日
３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成26年10月15日から平成26年10月21日
(2)　保管の場所　群馬県邑楽郡千代田町中島地先　国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所依泊川排水機場構内
４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課　電話0480―52―3960

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、労働協約改定の要求に関して、平成26年12月13日以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成26年12月11日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

福岡地方検察庁検察官

平成26年12月11日
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成26年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年12月11日
３　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成23年３月頃から同24年２月20日までの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
西村友介らが種々の貸金業者名（検察官が既に把握している貸金業者名については、後記４(1)参照）で、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様につき後記４(2)参照）。